## ○農林水産省告示第二千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市新津字一ノ谷一七八、一七八の二、一七八の四、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一、一八二の一から一八二の三まで、一八三の一から一八三の三まで、一八四から二〇一まで、二〇一の一から二〇三の三まで、二〇四、二〇四の一から二〇四の三まで、二〇五から二〇八まで、二〇八の一、二〇九から二一二まで、二一三の一から二一三の三まで、二一四から二一九まで、二一九の一、二二〇、二二〇の一、二二一、二二一の一、二二二、二二二の一、二二三、二二三の一、二二四、二二四の一、二二五から二二九まで、二二九の一から二二九の三まで、二三二から二三四まで、二三四の一、二三五の一から二三五の三まで、四七五の一、四七六の一、四七六の二、四七七、四七八の一、四七八の二、四七九から四八二まで、四八二の一、四八三から四九〇まで、八三七から八四一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ谷一七八の二・一七八の四・二三三・二三四の一・四七六の一・四七六の二・四八〇・四八一・四八四・四八五・四八七（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、四七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○経済産業省告示第百七十三号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した西子吉川ＳＫ―一Ｄ号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

北緯三十九度二十分四・一六八秒、東経百四十度四分十五・三二八秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度千六十三・四七メートルから千七十二・一九メートルまでの間に存するガス層に属するもの

## ○国土交通省告示第七百三十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を次のように定める。

平成二十五年七月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を定める件

第一　構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士は、次の各号のいずれかに該当する一級建築士とする。

一　五年以上次に掲げるいずれかの業務に従事した後、建築士法第十条の二第一項第一号に規定する講習の課程を構造設計一級建築士証の交付の申請前一年以内に修了した一級建築士

イ　一級建築士として従事する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項に規定する確認審査等の業務（建築物の構造に関するものに限る。）

ロ　その他国土交通大臣が構造設計の業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める業務

二　前号に掲げる一級建築士のほか国土交通大臣が構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

2　構造設計の業務並びに前項第一号イ及びロに掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

第二　設備設計に関し建築士法第十条の二第二項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士は、次の各号のいずれかに該当する一級建築士とする。

一　五年以上次に掲げるいずれかの業務に従事した後、建築士法第十条の二第二項第一号に規定する講習の課程を設備設計一級建築士証の交付の申請前一年以内に修了した一級建築士

イ　一級建築士として従事する建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等の業務（建築設備に関するものに限る。）

ロ　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士として従事する建築設備に関する業務

ハ　その他国土交通大臣が設備設計の業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める業務

二　前号に掲げる一級建築士のほか国土交通大臣が設備設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

2　設備設計の業務及び前項第一号イからハまでに掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

## ○環境省告示第六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年七月二十二日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称　風蓮湖鳥獣保護区

二　区域

北海道根室市及び野付郡別海町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十五年七月二十四日から平成四十五年七月二十三日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

風蓮湖及びその周辺地域には広大な藻場、大規模なヨシ群落等の湿原、湖岸沿いの干潟、砂嘴上の海岸草原、原生的な森林や二次的な森林等の多様な自然環境が見られる。こうした多様な環境のもと、当該地域には多種多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は五十九科三百三十九種、哺乳類は九科二十六種（海獣を除く。）に上る。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や水鳥類の多様さは、当該区域の自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。

当該区域には広大な水面とその周辺の湿原等が広く含まれており、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として日本国内のみならず国際的にも重要な場所となっている。また、風蓮湖の湖岸や流入河川沿いに形成された湿原や周辺地域においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ等の希少な鳥類の繁殖が複数確認されている。